

(様式2)

第3次京丹後市健康増進計画（案）の概要

1 趣旨について

京丹後市では、健康増進法第8条第2項の基づく市町村増進計画に食育基本法第18条に基づき市町村食育推進計画を内包し策定した「京丹後市健康増進計画」が令和3年度をもって計画期間を終了することから、現計画の最終評価をするとともに近年の健康づくりに関連する社会情勢や国府等の関連計画ならびに市の他の計画との整合性を図りつつ、市民・関係団体・行政が一体となった健康づくりを推進し、「健康長寿」の実現を目指して第3次京丹後市健康増進計画を策定します。

また、引き続き食育推進計画について一体的に策定することとします。

2 計画期間について

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

3 内容について

基本理念

みんなで広げよう健康づくり・食育の「環」「和」「輪」
～誰もが輝く健やかなまちをめざして～

基本方針

1. 健康寿命の延伸（5年間で1歳の延伸）
2. 生涯を通じた健康づくり
3. 一次予防を重視した健康づくり
4. 市民が主体的に取り組める環境整備と体制の構築

総論

第1章 計画の策定にあたって

計画の趣旨、位置づけ、計画の期間について記述しています。

第2章 市民の健康を取り巻く状況

人口の推移、要介護認定者の状況、出生と死亡の状況、平均寿命と健康寿命の状況、検診の受診状況、歯科健康診査の状況、医療の状況について記述しています。

第3章 前計画最終評価

第2次健康増進計画の評価と課題を、こころとからだの健康づくり7分野と食育2分野ごとに記述し、現状から見えてくる健康課題をまとめています。

各論

第1章 計画の基本的な考え方

基本理念、基本方針、本計画で取り組むべきSDGsの視点、施策の方向とライフステージを記述しています。

第2章 重点的な取り組み

介護予防でフレイル対策、歩いて伸ばそう健康寿命、次世代の健康づくりと食育の3つの重点的な取り組みについて記述しています。

第3章 こころとからだの健康づくり

「栄養・食生活」「歯と口腔」「身体活動」「こころの健康」「たばこ」「アルコール」「生活習慣病（糖尿病・循環器疾患・がん）」「食育の推進①共食・朝ごはん・食事バランス」「食育の推進②地産地消・食文化」の9つの分野ごとにみんなの行動目標、施策の方向（行政・団体の取り組み）の記述をしています。

第4章 ライフステージ別の取り組み

ライフステージを「妊娠・乳幼児期」「学童・思春期」「青・壮年期」「高齢期」の4つに分け、そのライフステージごとにみんなの行動目標、行政・団体の取り組みを整理し、記述しています。

第5章 計画の推進体制

市民、家庭、地域の団体や自治会（区）等、保育所・こども園・学校、保健医療専門家、職域、行政それぞれの役割について記述し、さらに計画の周知と啓発の方法、市民や関係団体等との連携による計画の評価・推進について記述しています。

4 施行期日について

令和4年4月1日から施行します。